

一般社団法人健康な食事・食環境コンソーシアム

「健康な食事・食環境」認証審査委員会規程

(構成)

第1条 定款第43条第1項に基づき、この委員会を設置し、委員は、この法人の目的に賛同する学会・研究会からそれぞれ1名ずつ選出したものとする。

2 前項の規程にかかわらず、法人設立時の委員は、当法人の前身である「健康な食事・食環境」コンソーシアムを構成していた学会等（後記「健康な食事・食環境」コンソーシアム参加団体名簿のとおり）が選出した者とする。

第2条 委員会の長は、本法人の代表理事が務める。

第3条 委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

(委員会の職務及び権限)

第4条 委員会は「健康な食事・食環境」の認証の可否について審議し、決定する。

2 委員会は「健康な食事・食環境」認証基準について議論し、決定する。

3 その他、「健康な食事・食環境」認証制度に関し、必要と認められた事項を行う。

(招集)

第5条 委員会は委員長が招集する。

(決議)

第6条 委員会の議決は、出席者（代理出席、委任状を含む）の過半数の同意をもって決するものとし、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 委員会の機動的な決議を目的とし、委員会メールを利用し、メール審議を行うことができる。

(委員の報酬)

第7条 委員は無報酬とする。

2 委員会出席に伴う旅費等は、委員の選出母体である各学会・団体の負担とする。

(議事録)

第8条 委員会の議事録は、議事概要を作成し、ウェブサイトにて公開する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、委員会の審議を経て、理事会の決議により行う。

附則

本規定は、令和5年5月30日より施行する。

「健康な食事・食環境」コンソーシアム参加団体名簿（2022年12月14日現在）

特定非営利活動法人 日本栄養改善学会(世話役)
一般社団法人 日本給食経営管理学会（副世話役）
特定非営利活動法人 日本高血圧学会
一般社団法人 日本糖尿病学会
一般社団法人 日本肥満学会
一般社団法人 日本公衆衛生学会
特定非営利活動法人 健康経営研究会
一般社団法人 日本健康教育学会
一般社団法人 日本腎臓学会
一般社団法人 日本動脈硬化学会
公益社団法人 日本補綴歯科学会
一般社団法人 日本がん予防学会